

大船渡市と学校法人安城学園との包括的な連携協力に関する協定

大船渡市と学校法人安城学園は、相互の人的・知的資産の交流・活用を図り、産業、教育、文化、まちづくり等の分野で協力し、地域の発展と人材育成に寄与するためこの協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大船渡市と学校法人安城学園が包括的な連携のもとで産業、教育、芸術文化、スポーツ、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(注) 学校法人安城学園は、東日本大震災の発災直後から10年間継続的に実施してきた「東日本から学ぶプロジェクト」を学園創立110周年を機に「命を学ぶプロジェクト」と名称変更し、さらに充実・発展させる。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) 地域の防災・減災に関すること
- (2) 地域の産業振興に関すること
- (3) 地域の教育・芸術文化・スポーツの振興・発展に関すること
- (4) 地域の活性化、まちづくりに関すること
- (5) その他、協定の目的を実現する上で必要な事業

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1か月前までに、大船渡市と学校法人安城学園のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定書に定めるものの他、連携協定に関する細目その他事項については、大船渡市と学校法人安城学園が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証して本協定書を2通作成し、大船渡市と学校法人安城学園が署名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年11月7日

大船渡市長

戸田公明

学校法人安城学園理事長

青部 曉